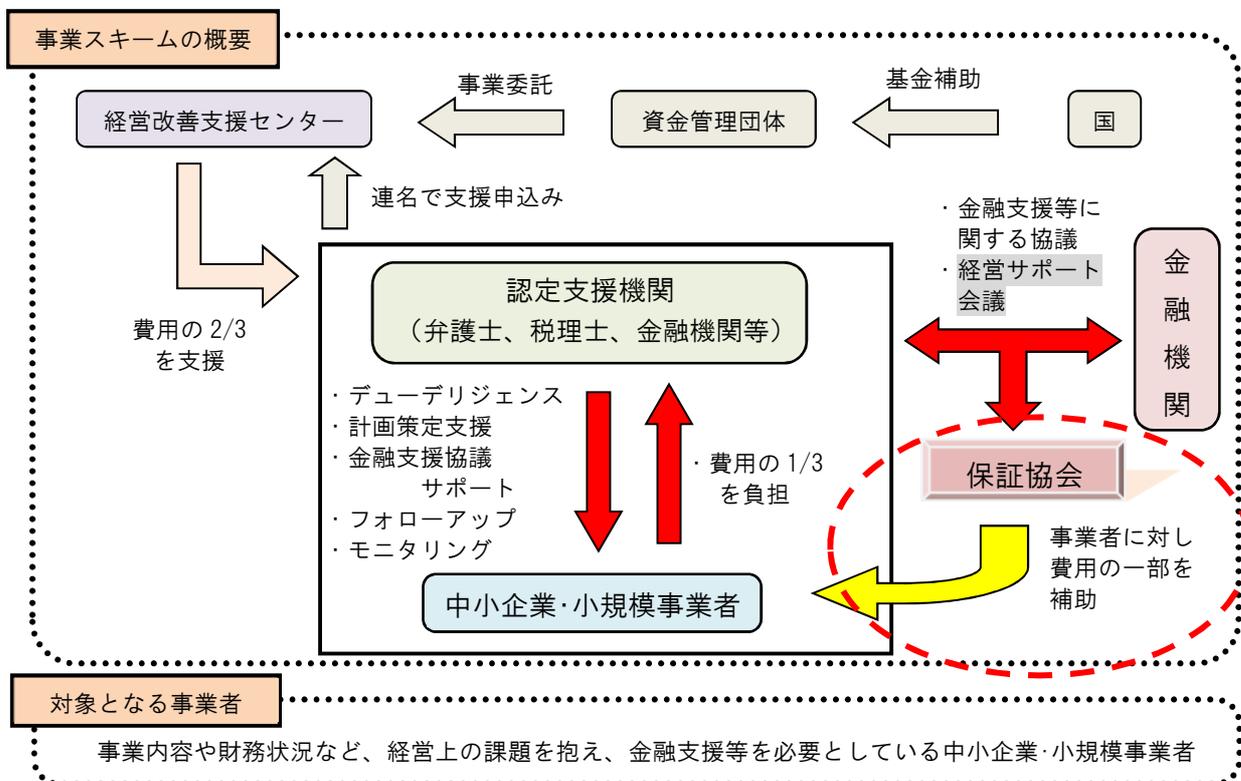


◇ 経営改善計画策定支援事業に係る保証協会の補助について

<認定支援機関による経営改善計画策定支援事業> (405億円事業)

- 金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定支援機関)の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援する。
- 具体的には、約2万社を対象として、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用(資産査定)、フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2/3を支援する。



<自己(事業者)負担部分に対する保証協会独自の補助>

- 国の「経営改善計画策定事業」(405億円事業)を利用した場合に、保証協会独自に、20万円を上限に、自己負担部分が10万円以下の場合には全額、10万円を超える場合は、自己負担部分の80%と10万円のいずれか大きい金額を補助します。
- 次の要件のすべてに該当する事業者を、費用補助の対象とする予定です。
 - ① 当協会の利用がある事業者
 - ② 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、保証協会が費用補助を認めた事業者
 - ③ 原則として、経営サポート会議(バンクミーティング)を活用する事業者
(ただし、単一の金融機関との取引のみであれば不要です)
- 次のような事業者におすすです。
 - ① 事業に前向きで、改善意欲がある。(真面目で、やる気がある)
 - ② 取引金融機関が1~2行。
 - ③ 保証協会付割合が高い = プロパーが少ない。
 - ④ 借入金リスク(借換含む)や新規融資を希望している。

利用を検討する場合は、早めに保証協会にご相談ください。

※ 事業者の方が了承されましたら、まず保証協会までご連絡を！

- 経営サポート会議、モニタリングの際には、保証協会にもお声かけください。
- 計画と実績の乖離(下振れ)があった場合も、柔軟に対応します。

利用申請から補助金交付までのスキーム

経営改善支援センター補助

①申請者は、認定支援機関と連名で、「経営改善支援センター事業利用申請書」を経営改善支援センターに申請します。

②経営改善支援センターから、受理した旨の通知が代表認定支援機関宛に送付されます。

⑤認定支援機関は、申請者の経営改善計画策定・合意形成に向け支援を実施します。

⑥金融機関と計画の合意などの調整が必要な場合は、経営サポート会議を開催します。

⑦計画について金融機関と合意成立後、「経営改善支援センター事業費用支払申請書」を経営改善支援センターに提出します。

⑧計画内容を精査し、支払決定となれば、支払額、支払予定日を代表認定支援機関に通知し、経営改善計画策定支援事業に係る費用の2/3の額が支払われます。

⑫認定支援機関は、計画の達成状況について、定期的にモニタリングします。

当協会補助

協会の補助申請をするためには、9/1補助のスタート時点で合意形成（形成のためのBM等開催）していないことが条件。

③申請者は、「経営改善計画策定支援事業」の利用申請後、当協会へ自己負担分(*)の費用補助利用申請を行います。(様式・改善1)(様式・改善2)

④申請者から費用補助の利用申請があり当協会では費用補助が適当と判断した時は、申請者に「経営改善計画策定費用補助申請受理通知書」(様式・改善4)及び「経営改善計画策定費用補助」交付申請書を(様式・改善5)送付します。

取引金融機関が1行であれば、経営サポート会議は開催不要

⑨申請者は、当協会から交付された交付申請書(様式・改善5)に経営改善支援センターからの費用負担を証する資料を添付して、当協会へ補助金の交付申請を行います。

⑩補助の交付が決定した場合は、申請者に対し、「経営改善計画策費用補助」決定通知書(様式・改善7)によりお知らせします。

⑪交付申請書に記載の口座に補助金交付決定額を振り込みます。

* 『自己負担部分』とは、『(費用見積額－モニタリング費用)×1/3』を指します。

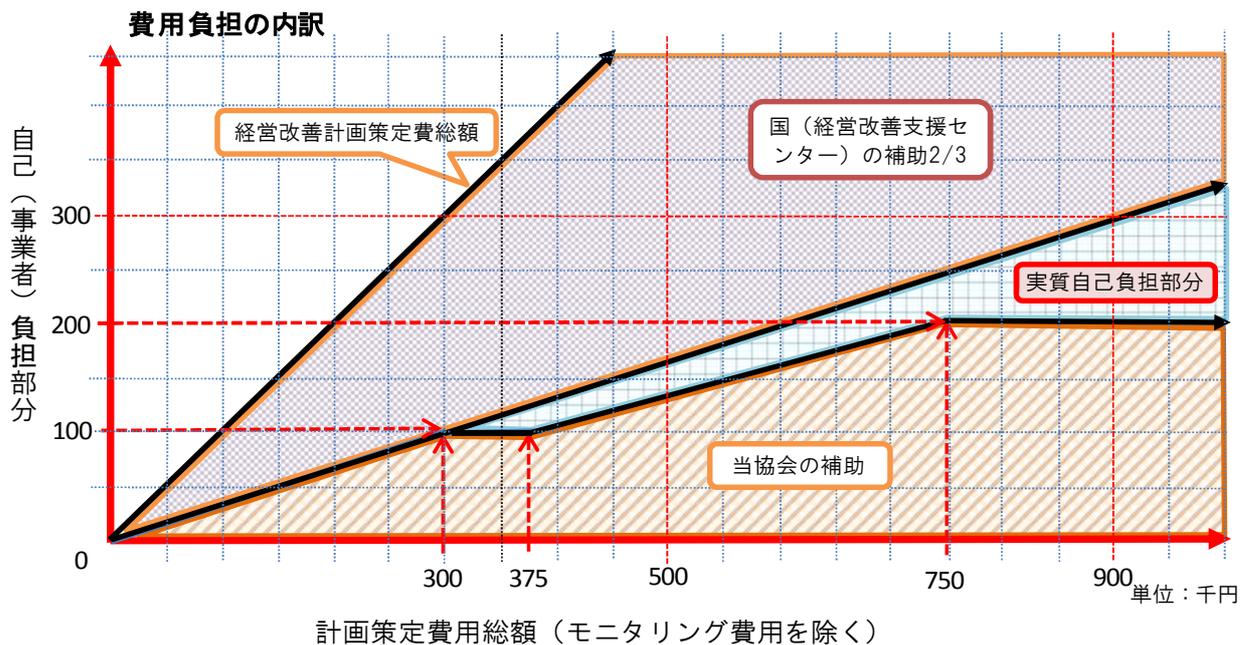
※上記様式は、ホームページの保証協会様式集に掲載しておりますのでご利用下さい。

◇ 自己(事業者)負担額について(協会補助は1,000円未満切捨て)

- 経営改善計画策定費用のうち自己負担部分(*)の80%(上限20万円)、ただし自己負担部分が10万円以下の場合には全額、10万円を超える場合、自己負担部分の80%と10万円のいずれか大きい金額を補助します。

*『自己負担部分』とは、『(費用見積額-モニタリング費用)×1/3』を指します。

計画策定費用総額	自己負担額	内、協会補助	実質的自己負担額	実質自己負担の計算式
750千円以上 ～3,000千円以下	250千円以上 ～1,000千円	200,000円	50,000円 ～800,000円	総額の1/3 -200千円
375千円以上 ～750千円未満	125千円 ～250千円	100,000円 ～200,000円	25,000円 ～50,000円	総額の1/15
300千円超 ～375千円未満	100千円 ～125千円	100,000円	0円 ～25,000円	総額の1/3 -100千円
300千円以下	100千円	100,000円	0円	全額補助、自己負担なし



具体的なお話、ご不明な点は、下記にご連絡ください!

福島県信用保証協会 経営支援室

Tel 024-526-1520 Fax 024-573-8489

E-mail: fcgc02@ad.wakwak.com